



## 石田クリニック 施設基準のお知らせ



当院では、かかりつけ医機能充実のため、下記の施設基準を取得しております。

**機能強化加算・地域包括診療加算・外来感染対策向上加算・**

**医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算・在宅医療情報連携加算**

当院は、都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。

発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんには、従来通り適切な感染対策を講じた上で診察を行っております。(当院への受診歴は問いません。)

- ★ 予防接種や健康診断結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談を行っております。
- ★ **デイサービス(石田クリニックケアセンター パストラル)**を併設しております。  
担当ケアマネジャーとの対面や電話での相談体制も構築しておりますので、介護に関してお困りの方はお気軽に御相談下さい。
- ★ 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ★ 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- ★ 状態に応じて、28日以上長期処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれにも対応可能ですが、病状に応じて適切に判断させていただきます。
- ★ 日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会を修了しています。



## 明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

## 一般名での処方について

後発医薬品がある薬について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名(有効成分の名称)で処方を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

## 医療情報の活用について

- 当院はオンライン資格確認から取得する診療情報・薬剤情報の活用ならびに電子処方箋(準備中)及び電子カルテ情報共有サービス(準備中)を導入し、質の高い医療の提供に努めます。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に御協力をお願いします。
- 在宅医療において、ICT を用いた関係職種同士での医療情報共有体制を整備し、質の高い医療の提供に努めております。  
〈連携機関:松阪地区医師会 居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・ホームヘルプステーション、  
松阪市第一地域包括支援センター、済生会松阪訪問看護ステーション、マキナス訪問看護ステーション、めぐみ調剤薬局 等〉

急病の場合は、救急相談ダイヤル 24(TEL:0124-4199-17)または  
松阪市休日夜間応急診療所(TEL:0598-23-1364)にお問い合わせ下さい。

<http://www.ishida-clinic.com>

※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、  
かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。